

デジタル庁

○ 告示第二号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和七年一月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。



座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第  
三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）  
、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給  
付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号  
）第二条第一号）に規定する物価高騰対策給付金（以下同  
じ。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（  
第二条）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律  
施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二  
第一号イ、ロ及び五並びに同条第二号イに掲げる世帯、同条第  
二号ロ及び同条第三号イ（1）に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及  
びへ並びに同条第二号イ（1）に掲げる世帯に限る。）並びに同条第  
三号イ（2）に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を  
支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市  
町村（特別区を含む。）以下同じ。）から支給される給付金であ  
るに、同令第一条各号に掲げるものから支給される給付金の支  
給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）  
（同令第二条第一号）からホまでに掲げる個人又は世帯、同条第  
二号ロ及び同条第三号イ（1）に掲げる個人又は世帯（同条第  
二号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。）、同条第三  
号ロ及びハに掲げる者に並びに同条第四号に掲げる者その他これ  
に準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的とし  
て国が交付する交付金を財源として掲げる市町村から支給され  
るものから支給される目的として給付金  
の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務（以下同じ。）

（令和六年度北海道根室市物価高騰対策給付金（子ども加算）  
 会計補正予算における、北海道根室市から、子育て世帯を支  
 する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を  
 施すための基礎とする情報（生活保護関係情報、地方税関係  
 情報、児童扶養手当等の支給に関する情報、特別児童扶養手当  
 別児童扶養手当等の特給に関する法律（昭和三十九年法律第  
 三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報、公的給  
 付（児童手当関係情報、水道料金の振替口座情報、公的給付  
 支給等口座登録簿関係情報、令和五年度子育て世帯生活支援特  
 別給付金（令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る  
 子育て関連給付金）令和五年三月予備費使用に係る法律（令和  
 法律第四十二号）第一条第二項に規定する令和五年三月予備費使  
 用に係る子育て世帯生活支援特別給付金をいう。）の支給に  
 する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に  
 関する情報及び令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支  
 給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の  
 支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度北海道根室市物価高騰対策給付金（子ども加算）の  
 支給要件の該当性を判定する必  
 要がある者に係る市町村民税及  
 び公的給付支給等口座登録簿関  
 係情報に関する情報

三

令和六年度岩手県釜石市福祉灯油購入費助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度釜石市一般会計補正予算における、岩手県釜石市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するためら基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護の基礎とする情報（地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度岩手県釜石市福祉灯油購入費助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

四

令和六年度東京都練馬区第二回物価高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度練馬区一般会計補正予算における、東京都練馬区から、児童扶養手当受給世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び児童扶養手当関係情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度東京都練馬区第二回物価高騰対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

五

や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度世帯支援給付金（原油価格  
予算における大阪府泉佐野市から、低所得者世帯を支援する  
観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施す  
るための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、  
生活保護関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支  
簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給  
に関する情報）及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支  
給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度大阪府泉佐野市低所  
得世帯支援給付金の支給要件の  
該当性を判定する必要がある者  
に係る道府県民税及び市町村民  
税並びに公的給付支給等口座登  
録簿関係情報に関する情報

六 令和六年度広島県安芸高田市電力・ガス・食料品等価格高騰  
重点支援給付金（追加）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み  
、令和六年度安芸高田市一般会計補正予算における、広島県安  
芸高田市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給  
付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情  
報（入所等の措置の実施に関する情報、令和五年  
方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五  
年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五  
年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令  
和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報を  
含む。）の管理に関する事務

令和六年度広島県安芸高田市電  
力・ガス・食料品等価格高騰重  
点支援給付金（追加）の支給要  
件の該当性を判定する必要があ  
る者に係る道府県民税及び市町  
村民税並びに公的給付支給等口  
座登録簿関係情報に関する情報

附 則

この告示は、公布の日から適用する。